

人権アラカルト

すべての人が、幸せになる権利を持っています。
人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

大切なパートナー

みなさんは、大切な家族とお店に入ろうとして断られたら、どう思いますか？

日本盲導犬協会が令和4年3月に公表した調査結果によると、回答のあった盲導犬使用者215人のうち35%が、昨年1年間に盲導犬との同伴を断われているということです。

その場所は医療機関が最も多く、次に飲食店、宿泊施設と続きます。犬の衛生面への懸念もあるのですが、盲導犬使用者から断われた原因を聞き取ると、事業者が「法律を知らなかった」、法律を良く理解しておらず「受け入れ方を誤解していた」の2つだけで65%に及んでいます。

この法律とは、「身体障害者補助犬法」のこと。公共施設や公共交通機関、民間施設などに補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬の総称）の受け入れを義務づけています。制定されたのは平成14年（2002年）、ちょうど20年前のことです。この法律の周知のために作成された「ほじょ犬マーク」を施設の入口で見かけたことがある方も多いでしょう。

さらに、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。なのに盲導犬の同伴拒否がこんなにも起きているのは悲しい現実です。

現在、補助犬の実働頭数は、全国で848頭、そのうち山口県内では16頭という状況です。実際に盲導犬を目にする機会は少ないでしょうから、子どもの頃に盲導犬体験教室などで学ぶことはとても大切なことだと思います。補助犬はペットではなく、社会マナーの訓練を受けていて、衛生・行動管理がきちんと行われています。何より障害のある方が自立と社会参加をするための「大切なパートナー」であることを私たち大人もしっかりと理解しておかなければいけません。多様性を認め合い、思いやりのある「共生社会」を目指していきたいですね。

